

南九州市税の課税免除及び減免の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 7 日

南九州市長 塗木弘幸

南九州市規則第26号

南九州市税の課税免除及び減免の基準に関する規則の一部を改正する規則

南九州市税の課税免除及び減免の基準に関する規則（平成19年南九州市規則第47号）一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び同条第1項中「種別割」を削る。

第3条第3項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認めるもの。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。